平成２３年（フ）第４６３号
茨城県笠間市石井522番地１
債務者　高倉　光男
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目１番16号
グランコートＡ棟102号
債務者　菊地　和子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８１号
茨城県常陸大宮市抽ヶ台町2847―４　一二三アパートメント抽ヶ下２号棟203、住民票上の住所茨城県常陸太田市下利員町971番地の５
債務者　根本　弥生
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８８号
茨城県水戸市内原町1654番地の１　ラポールⅠ―106号
債務者　林　　征男
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目11番18号　エレガンスハイツ101号
債務者　五十嵐桂子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５６号
山梨県中央市布施4040番地１　ピュアハウス21―206号
債務者　山口喜美子（旧姓津金）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
岐阜県関市富之保1080番地
債務者　東山　和弘
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４６号
大津市石場４番17号　アーバンハイツＫⅡ102、前住所滋賀県長浜市余呉町坂口561番地
債務者　東野　　智
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
大津市国分１丁目３番16号
債務者　森澤登志行
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
滋賀県近江八幡市長光寺町105番地
債務者　中村　節子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第７９７号
広島市西区山田新町１丁目30番10号
債務者　眞藤　秀子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０１号
広島市安佐南区沼田町大字伴5607番地１Ｃ―201
債務者　益田一淑こと　趙　　一淑
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０１号
広島県竹原市吉名町4956番地11、前住所広島県東広島市西条町田口368番地23
債務者　古家　宏幸
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２６号
広島市東区中山南２丁目５番31号
債務者　向井　修之
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６４号
広島県安芸郡府中町本町５丁目16番12―101号
債務者　柴田　夏樹
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８８号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目３番17号201号
債務者　松野　　強
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０２号
広島市佐伯区五日市町大字下河内577番地17
債務者　西沢　真咲
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部